

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第67号

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則

四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（電子入札の特例）</u></p> <p><u>第11条の2 四日市市契約施行規則</u> <u>（昭和39年四日市市規則第12号）</u></p> <p><u>第6条の2に規定する電子入札を行うときは、前条の規定にかかわらず、市長が指定する電子情報処理組織を使用する方法によるものとする。</u></p> <p>（部分払）</p> <p>第41条 受注者等は、四日市市契約施行規則第34条の規定により部分払の請求をしようとするときは、第35条第5項の出来高認定書を受領後、遅滞なく内金払請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（発注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第51条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、これに</u></p>	<p>（部分払）</p> <p>第41条 受注者等は、四日市市契約施行規則<u>（昭和39年四日市市規則第12号）</u>第34条の規定により部分払の請求をしようとするときは、第35条第5項の出来高認定書を受領後、遅滞なく内金払請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

よって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者等は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条又は第45条第1号から第8号までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者等がその債務の履行を拒否し、又は受注者等の責めに帰すべき事由によって受注者等の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者等について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定

により選任された破産管財人

(2) 受注者等について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者等について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者等の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

（受注者等の損害賠償請求等）

第52条 受注者等は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することが

できない事由によるものであるとき
は、この限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によ
りこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の
本旨に従った履行をしないとき又は
債務の履行が不能であるとき。

2 第37条第2項の規定による請負代
金の支払いが遅れた場合においては、
受注者等は、未受領金額につき、遅延
日数に応じ、財務大臣が決定する率の
割合で計算した額の遅延利息の支払い
を市長に請求することができる。

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(総務部調達契約課)